

国立大学法人奈良教育大学における公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に関する基本方針

平成27年2月27日
制 定

公的研究費の原資の大部分は貴重な税金であり、大学におけるさまざまな活動は、社会の信頼と負託によって支えられている。公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為は社会からの信頼等に反する行為であり、これらの不正使用及び不正行為の防止については、大学の責任において適正に行わなければならない。

本学は、公的研究費の不正使用及び研究活動における不正行為の防止に向けて、不正を誘発する要因を排除し、抑止機能を有する環境・体制の構築を図るため、次のとおり基本方針を定める。

1. 不正使用及び不正行為の防止対策に関する責任体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 事務処理に関する職務権限やルールを明確化するとともに、コンプライアンス教育を通じて役職員の意識向上を図り、適正な運営・管理の基盤となる環境・体制を整備する。
3. 不正を誘発させる要因に対応した具体的な研究不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。
4. 適正に予算執行を行うことができるよう、実効性のあるチェックが効く体制を構築し、研究費等の適正な運営・管理を行う。
5. 公的研究費の使用のルール等が適切に情報共有・共通理解される体制を構築する。
6. 公的研究費の不正使用防止のため、起こさない環境づくりを目指し、実効性のあるモニタリング体制を整備する。
7. 研究者としての自覚を促し、適正な研究活動を行うよう研究倫理教育を行う。

附 則

この方針は、平成27年2月27日から施行する。